

# 第44回 定時株主総会招集ご通知における インターネット開示事項

## 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
  - (1) 事業の経過及びその成果・・・・・・・・・・・・・・・・ 1頁
  - (2) 財産及び損益の状況の推移・・・・・・・・・・・・ 3頁
  - (3) 対処すべき課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 3頁
2. 会計監査人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4頁

## 連結計算書類

- 連結貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 6頁
- 連結損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・ 7頁
- 連結株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・ 8頁
- 連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・ 9頁

## 計算書類

- 貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 15頁
- 損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・ 16頁
- 株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・ 17頁
- 個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・ 18頁

## 監査報告書

- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本・・・・・・・・ 22頁
- 会計監査人の監査報告書謄本・・・・・・・・・・・・ 24頁

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

# 株式会社ワットマン

第44回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記事項につきましては、法令及び定款の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しております。

(添付書類)

## 事業報告

(平成31年4月1日から  
令和2年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府・日銀による経済政策や金融政策により、設備投資や企業収益の緩やかな拡大が継続しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実体経済に多大な影響が発生し、厳しい状況に転じました。当社グループにおいても営業時間短縮や休業等の影響を受けました。

このような状況にあっても市場環境に適合すべく、成長のための体制づくりとマネジメント力の強化を積極的にすすめるとともに、収益の改善に努めてまいりました。

具体的には前事業年度に引続き、「攻めと守りの5つの戦略」（商品と売場の強化、買取強化、ネット事業の拡大、店舗の生産性向上、人材マネジメントの確立）を通じて既存コア事業の強い足腰の形成を進めております。

営業政策面では、取扱ジャンルの拡大、店頭での積極的な買取に加えてネット買取強化等、仕入経路を強化拡大し、良品在庫の増大に努めてまいりました。また、適宜の売価変更と売場への継続的な商品供給を行い商品鮮度を維持するとともに、お客様目線の売場づくりを進め、お客様の購買意欲を高め、売上高の増加と売上総利益額の増加に努めてまいりました。更に生産性向上施策による効率化、低コスト化により、営業利益額・率の向上を目指しました。また売上総利益率向上のため法人仕入の取捨選択を進めました。

店舗政策面では、マルイファミリー海老名店を開店し、サクラス戸塚事業所に新業態であるワットマンホビーを開店いたしました。また、令和元年7月に初の海外店舗となるWattmann Phraek Sa店、9月に海外2号店Wattmann Terminal21 ASOK店、令和2年1月に海外3号店Wattmann BangPhliYai店をオープンいたしました。以上により当連結会計年度末における営業拠点は前事業年度末から4事業所6店舗増加し23事業所54店舗となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、既存店が海外向け売上の貢献により前年単体既存店とおおむね同一水準の35億17百万円となりました。開閉店は新店の貢献により1億64百万円となりました。その結果、当社グループ全体では36億81百万円となりました。

商品カテゴリー別の売上高では、電化製品等が7億65百万円、服飾等が14億8百万円、パッケージメディア(本・CD/DVD・ゲーム)が9億58百万円、その他は5億48百万円となりました。

売上総利益については、主に海外売上の貢献により既存店は23億48百万円となりました。開閉店は新店の貢献により94百万円となりました。その結果、当社グループ全体で24億43百万円となりました。売上総利益率は66.4%となりました。

商品カテゴリー別の売上総利益は、電化製品等が5億5百万円、服飾等が9億8百万円、パッケージメディアが6億5百万円、その他が4億23百万円となりました。

販売費及び一般管理費においては、生産性向上による人件費の減少等により既存店で20億1百万円、店舗数の増加に伴う人件費、地代家賃の増加の結果、開閉店で1億31百万円、当社グループ合計で21億32百万円となりました。

上記の結果、既存店は営業利益3億47百万円、開閉店では営業損失37百万円となり、グループ全体では営業利益3億10百万円となりました。経常利益は3億11百万円となりました。

一部店舗の減損損失7百万円、投資有価証券評価損1百万円を計上しましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は2億56百万円となりました。

なお、平成30年3月以前より同一業態で営業中の事業所を既存店、その他事業所を開閉店としております。

#### 品目別売上高

品目	期 別	当連結会計年度（第44期）	
		売 上 高	構成比
		千円	%
電 化 製 品 等		765,703	20.8
服 飾 等		1,408,615	38.3
パ ッ ケ ー ジ メ デ ィ ア		958,892	26.0
そ の 他		548,710	14.9
合 計		3,681,922	100.0

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第43期の数値については記載しておりません。

#### (電化製品等)

新店の貢献により売上高は7億65百万円となりました。売上総利益は、売上総利益率改善により5億5百万円となりました。

#### (服飾等)

新店の貢献により売上高は14億8百万円となりました。売上総利益は、9億8百万円となりました。

#### (パッケージメディア)

店頭販売が好調で売上高は9億58百万円となりました。売上総利益は、6億5百万円となりました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第 41 期 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	第 42 期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	第 43 期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	第 44 期 (当連結会計年度) 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
売 上 高 (千円)	-	-	-	3,681,922
経 常 利 益 (千円)	-	-	-	311,073
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	-	-	256,243
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	234.31
総 資 産 (千円)	-	-	-	3,340,102
純 資 産 (千円)	-	-	-	2,552,618

(注) 第41期から第43期は連結計算書類を作成していないため、財産及び損益の状況については記載しておりません。

## (3) 対処すべき課題

当社グループは、中期的な企業価値向上に向け、平成30年3月期より「基盤構築フェーズ」として既存事業の基盤強化を図っております。

基盤強化に際しては、「攻めと守りの5つの戦略」を遂行し、今後の継続的な成長の土台を形成しております。

攻めを強くする3つの戦略テーマ

### A) 商品と売り場の強化

新規出店を通じて成長を図るとともに、商品構成を見直し、特に売上総利益率の低い法人仕入については適正化を行い、売上総利益率の改善を図っております。

### B) 買取強化

出張買取や宅配買取といった店頭買取以外の手段を拡充していくとともに、海外再リユースの仕組みを構築し、当社グループの強みである「トコトン買取」の更なる強化を図っております。

### C) ネット事業の拡大

既存事業のEC売上比率の適正化を図り、店舗運営とバランスの取れたEC販売体制を構築するとともに、高級オーディオや高額ロードバイクの専門EC業態を立ち上げ、専門性の向上による買取や販売の強化を図っております。

守りを強くする2つの戦略テーマ

D) 店舗の生産性向上

販売管理費適正化策を推進し、店舗オペレーションの改善による生産性の向上や投資対効果の判断基準の厳格化を通じた経費の削減を図っております。

E) 人材マネジメントの確立

戦略の遂行に必要なポジションとその要件を明確化したうえで、ポジション要件と現有人材のスキルギャップを明らかにし、人材マネジメント（採用/育成/評価/配置）にてギャップを埋めております。特に採用は、自社にマッチする人材がいないポジションを充足するための手段として重要視しております。

## 2. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 19,650千円

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 19,650千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額で記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるWATT MANN (THAILAND) CO., LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(事業報告についての注記)

1. 以上ご報告いたしました金額、年令及び年数についてはその表示単位未満は切捨て、比率については表示桁未満を四捨五入して表示しております。
2. 売上金額には、消費税等を含んでおりません。

## 連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,109,534</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>431,238</b>
現金及び預金	1,364,151	買掛金	17,514
売掛金	70,904	1年内返済長期借入金	120,560
商 品	568,113	未払費用	120,535
そ の 他	106,365	未払法人税等	59,621
		未払消費税等	47,721
		賞与引当金	26,600
		そ の 他	38,684
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,230,568</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>356,246</b>
有形固定資産	644,343	長期借入金	236,100
建物及び構築物	184,517	退職給付に係る負債	25,500
車両運搬具	1,006	長期預り保証金	89,468
工具、器具及び備品	76,003	そ の 他	5,176
土地	382,457		
建設仮勘定	359	<b>負 債 合 計</b>	<b>787,484</b>
		(純資産の部)	
無形固定資産	21,481	株 主 資 本	2,641,305
投資その他の資産	564,743	資 本 金	500,000
投資有価証券	3,685	資 本 剰 余 金	1,659,861
長期貸付金	3,550	利 益 剰 余 金	539,013
長期前払費用	13,468	自 己 株 式	△57,570
敷金及び保証金	483,226	その他の包括利益累計額	△95,963
繰延税金資産	60,733	その他有価証券評価差額金	△346
そ の 他	80	土地再評価差額金	△95,726
		為替換算調整勘定	109
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,340,102</b>	非支配株主持分	7,275
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,552,618</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>3,340,102</b>

## 連結損益計算書

(平成31年4月1日から  
令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		3,681,922
売 上 原 価		1,238,772
売 上 総 利 益		2,443,149
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,132,841
営 業 利 益		310,308
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,845	
受 取 配 当 金	79	
受 取 手 数 料	5,771	
そ の 他	4,274	11,971
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,753	
前 払 賃 料 償 却	4,376	
為 替 差 損	2,976	
そ の 他	100	11,206
経 常 利 益		311,073
特 別 利 益		
有 形 固 定 資 産 売 却 益	109	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	218	
保 険 差 益	361	688
特 別 損 失		
減 損 損 失	7,909	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,401	9,311
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		302,450
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		62,996
法 人 税 等 調 整 額		△16,789
当 期 純 利 益		256,243
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		256,243



## 連結株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から  
令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剩 余 金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	500,000	1,659,861	315,577	△57,550	2,417,888
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△32,807		△32,807
親会社株主に帰属する当期純利益			256,243		256,243
自己株式の取得				△19	△19
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	223,436	△19	223,416
当 期 末 残 高	500,000	1,659,861	539,013	△57,570	2,641,305

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△556	△95,726	-	△96,282	-	2,321,606
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△32,807
親会社株主に帰属する当期純利益						256,243
自己株式の取得						△19
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	209		109	319	7,275	7,595
当期変動額合計	209	-	109	319	7,275	231,012
当 期 末 残 高	△346	△95,726	109	△95,963	7,275	2,552,618

## 連 結 注 記 表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 WATT MANN (THAILAND) CO., LTD.

なお、WATT MANN (THAILAND) CO., LTD. については、新規設立に伴い連結子会社としたため、当連結会計年度から連結子会社に含めることといたしました。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

##### (3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

##### (4) 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

#### 2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、連結子会社の同決算日現在の財務諸表を基礎として連結を行なっております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行なっております。

#### 3 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 4 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券…………… 時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

リユース（テック・スタイル業態）… 売価還元法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

リユース（ブックオフ業態他）… 総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
- ② 無形固定資産……………ソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ 長期前払費用……………定額法
- ④ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- 賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。

(5) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……金利スワップ取引については、特例処理要件を満たしておりますので、特例処理を適用しております。
- ② ヘッジ手段と対象
  - ヘッジ手段 ……金利スワップ取引
  - ヘッジ対象 ……借入金利
- ③ ヘッジ方針 ……内部規程に基づき、借入金利の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので有効性の評価を省略しております。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分を含めて計上しております。

(7) 消費税等に関する会計処理

税抜方式を採用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,349,994千円
- (2) 担保に供している資産
- |     |           |
|-----|-----------|
| 建 物 | 59,816千円  |
| 土 地 | 382,457千円 |
- 対応する債務
- |       |           |
|-------|-----------|
| 長期借入金 | 220,160千円 |
|-------|-----------|
- (3) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- 再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて算出しております。
- |            |            |
|------------|------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 |
| 再評価前の帳簿価額  | 478,183千円  |
| 再評価後の帳簿価額  | 382,457千円  |
- なお、当該事業用土地の令和2年3月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を100,058千円下回っております。

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社は以下のグループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗等	建物及び構築物 器具及び備品 敷金および保証金	雑色事業所、東京都大田区

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所を基本単位とした資産のグルーピングを行い、本社等については全社資産としてグルーピングしております。減損損失の認識に至った経緯としては、収益性が低下した事業所の固定資産帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(7,909千円)として特別損失に計上いたしました。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 発行済株式の総数に関する事項 普通株式 1,136,854株  
(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	43,276株	14株	-株	43,290株

会社法第155条第7号による自己株式の取得14株

(3) 配当に関する事項

(i) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和元年6月27日 定時株主総会	普通株式	32,807	30	平成31年3月31日	令和元年6月28日

(ii) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 65,613千円  
② 1株当たり配当額 60円  
③ 基準日 令和2年3月31日  
④ 効力発生日 令和2年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 当社の金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等及び有価証券に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業保証金を預かるなどしてリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金と設備投資資金（長期）であります。

デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,364,151	1,364,151	—
(2) 売掛金	70,904	70,904	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	3,685	3,685	—
(4) 敷金及び保証金	499,542	497,229	△2,313
資産計	1,938,283	1,935,970	△2,313
(5) 買掛金	(17,514)	(17,514)	—
(6) 未払法人税等	(59,621)	(59,621)	—
(7) 未払消費税等	(47,721)	(47,721)	—
(8) 長期借入金	(356,660)	(360,159)	3,499
(9) 長期預り保証金	(89,468)	(88,522)	△946
負債計	(570,987)	(573,540)	2,553

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### (1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

#### (4) 敷金及び保証金

一定の期間ごとに区分した当該敷金及び保証金の元金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

1年内償還長期預け金は、敷金及び保証金に含めて表示しております。

(5)買掛金、(6)未払法人税等並びに(7)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8)長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

1年内返済長期借入金は、長期借入金に含めて表示してしております。

(9)長期預り保証金

一定の期間ごとに区分した当該預り保証金の元金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	令和2年3月31日
出 資 金	80

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,327円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 234円31銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

※ 記載の金額は、その表示単位未満を切捨てて表示してしております。

## 貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,085,569</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>418,851</b>
現金及び預金	1,355,827	買掛金	5,675
売掛金	75,650	1年内返済長期借入金	120,560
商 品	549,195	未払金	9,084
前 渡 金	500	未払費用	120,181
前払費用	67,809	未払法人税等	59,621
1年内償還長期預け金	16,315	未払消費税等	47,670
そ の 他	20,270	前受金	23,212
		預り金	6,245
		賞与引当金	26,600
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,250,567</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>353,429</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>630,702</b>	長期借入金	236,100
建 物	175,614	退職給付引当金	25,500
構 築 物	5,500	預り保証金	89,468
車 両 運 搬 具	1,006	そ の 他	2,360
器 具 及 び 備 品	65,764	<b>負 債 合 計</b>	<b>772,280</b>
土 地	382,457	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	359	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,659,928</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>21,481</b>	資 本 金	500,000
電 話 加 入 権	4,504	資 本 剰 余 金	1,659,861
ソ フ ト ウ ェ ア	16,977	資 本 準 備 金	240,835
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>598,383</b>	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,419,026
投 資 有 価 証 券	3,685	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>557,637</b>
長 期 前 払 費 用	12,941	そ の 他 利 益 剰 余 金	557,637
敷 金 及 び 保 証 金	479,732	繰 越 利 益 剰 余 金	557,637
関 係 会 社 株 式	6,938	<b>自 己 株 式</b>	<b>△57,570</b>
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	35,722	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>△96,072</b>
長 期 貸 付 金	3,550	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△346
繰 延 税 金 資 産	55,733	土 地 再 評 価 差 額 金	△95,726
そ の 他	80	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,563,856</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,336,136</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>3,336,136</b>



# 損 益 計 算 書

(平成31年4月1日から  
令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,682,338
売 上 原 価		1,236,409
売 上 総 利 益		2,445,929
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,111,753
営 業 利 益		334,175
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,910	
受 取 手 数 料	5,771	
そ の 他	4,059	11,742
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,753	
為 替 差 損	2,990	
そ の 他	4,476	11,221
経 常 利 益		334,696
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	109	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	218	
そ の 他	361	688
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,401	
減 損 損 失	7,909	9,311
税 引 前 当 期 純 利 益		326,074
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		62,996
法 人 税 等 調 整 額		△11,789
当 期 純 利 益		274,866

## 株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から  
令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利益剰余金	自己株式	
		資本準 備 金	その他資本 剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	500,000	240,835	1,419,026	315,577	△57,550	2,417,888
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△32,807		△32,807
当 期 純 利 益				274,866		274,866
自己株式の取得					△19	△19
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	242,059	△19	242,040
当 期 末 残 高	500,000	240,835	1,419,026	557,637	△57,570	2,659,928

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△556	△95,726	△96,282	2,321,606
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△32,807
当 期 純 利 益				274,866
自己株式の取得				△19
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	209		209	209
当 期 変 動 額 合 計	209	-	209	242,249
当 期 末 残 高	△346	△95,726	△96,072	2,563,856

## 個 別 注 記 表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券…………… 時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

リユース（テック・スタイル業態）… 売価還元法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

リユース（ブックオフ業態）… 総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

② 無形固定資産…………… ソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ 長期前払費用…………… 定額法

④ リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### (4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金…………… 従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

② 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### (5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法…………… 金利スワップ取引については、特例処理要件を満たしておりますので、特例処理を適用しております。

#### ② ヘッジ手段と対象

ヘッジ手段 …… 金利スワップ取引

ヘッジ対象 …… 借入金利

③ ヘッジ方針 …… 内部規程に基づき、借入金利の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法…………… 金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので有効性の評価を省略しております。

#### (6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- (7) 消費税等に関する会計処理  
 税抜方式を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,349,402千円
- (2) 担保に供している資産
- |        |           |
|--------|-----------|
| 建    物 | 59,816千円  |
| 土    地 | 382,457千円 |
- 対応する債務
- |       |           |
|-------|-----------|
| 長期借入金 | 220,160千円 |
|-------|-----------|
- (3) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- 再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて算出しております。
- |            |            |
|------------|------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 |
| 再評価前の帳簿価額  | 478,183千円  |
| 再評価後の帳簿価額  | 382,457千円  |
- なお、当該事業用土地の平成31年3月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を100,058千円下回っております。
- (4) 関係会社に対する金銭債権
- |           |          |
|-----------|----------|
| 売掛金       | 4,800千円  |
| 関係会社長期貸付金 | 35,722千円 |

(損益計算書に関する注記)

- (1) 減損損失

当社は以下のグループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗等	建物及び構築物 器具及び備品 敷金および保証金	雑色事業所、東京都大田区

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所を基本単位とした資産のグルーピングを行い、本社等については全社資産としてグルーピングしております。減損損失の認識に至った経緯としては、収益性が低下した事業所の固定資産帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(7,909千円)として特別損失に計上いたしました。

- (2) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額  
 関係会社に対する売上高 36,513千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	43,276株	14株	一株	43,290株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,909千円
賞与引当金	8,062千円
未払事業所税	2,753千円
減損損失累計額	19,125千円
税務上の繰越欠損金(注2)	156,264千円
その他	21,589千円

小計

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△128,763千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	△26,839千円

繰延税金資産合計

繰延税金負債

その他	3,369千円
-----	---------

繰延税金負債合計

繰延税金資産の純額

	55,733千円
--	----------

- (注) 1. 評価性引当額が59,695千円減少しております。この減少の内容は、将来の課税所得の見積が増加したことに伴うものであります。
2. 税務上の繰越欠損金156,264千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産27,501千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、平成26年3月期に税引前当期純損失を381,738千円計上した事および土地再評価差額金の取崩による減算額585,661円を計上した事により生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	WATT MANN (THAILAND) CO., LTD.	(所有) 直接 49.0%	当社の子会社	資金の貸付	35,722	関係会社長期貸付金	35,722

取引条件及び取引条件の決定方針

現地の市場金利及び財政状態を勘案して利率を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 2,344円49銭
- (2) 1株当たり当期純利益 251円34銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(計算書類に関する注記)

※ 記載の金額は、その表示単位未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和2年6月4日

株式会社ワットマン  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 秀 敬 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 牧 野 幸 享 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワットマンの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワットマン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 独立監査人の監査報告書

令和2年6月4日

株式会社ワットマン  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 秀 敬 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 幸 享 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワットマンの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上